

## 次期京都市動物愛護行動計画の骨子案について

次期京都市動物愛護行動計画（以下、「行動計画」という。）については、改正動物愛護管理法基本指針の公布、京都府動物愛護推進計画の改定予定を踏まえ、以下のとおり策定する。

### 1 背景

#### (1) 国（環境省）の動向

動物の遺棄・虐待等に係る罰則の強化やマイクロチップ装着の義務化などが新たに規定された改正動物愛護管理法が令和元年6月に公布され、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」についても、令和2年4月に公布された。

また、新たな基本指針では、「令和12年度の殺処分数について、平成30年度比50%減となるおおむね2万頭を目指す」との目標が設定された。

#### (2) 京都府の動向

京都府は、市域を含む府域全体を対象とした京都府動物愛護推進計画（以下、「府計画」という。計画期間：平成26年度から35年度）を策定している。

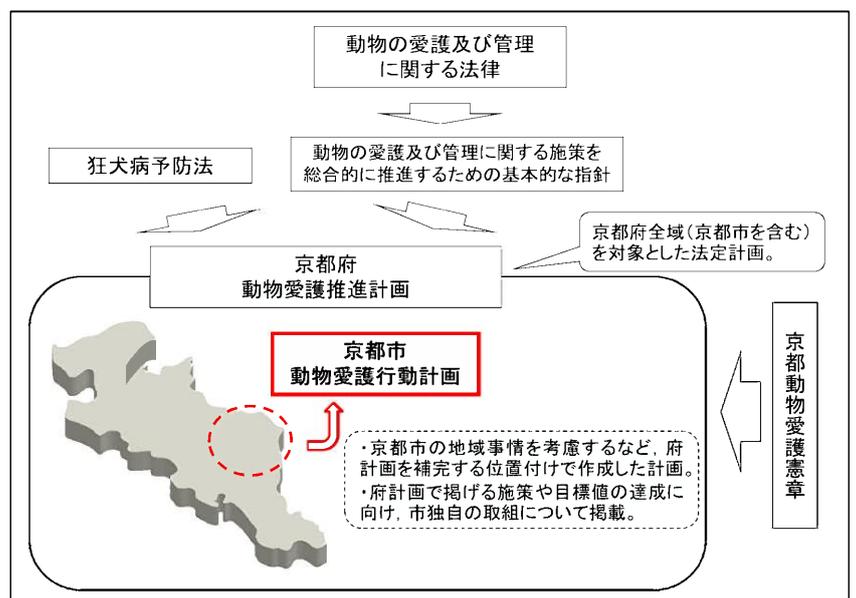
府計画の取組内容や計画期間は基本指針を根拠としており、新たな基本指針の公布を受け、今年度、期間を令和3年度から12年度までとする計画への改定を行うこととしている。

### 2 行動計画の策定方針

(1) 府計画は動物愛護管理法第6条により策定が義務付けられたもので、市域も対象とするものである。このため、行動計画は、市内の地域事情を考慮し、また、保健所設置市であることも踏まえ、府計画の具体化又は補完として、府計画には明記されていない市独自の取組を示すものとする。

(2) 一方、京都動物愛護センターが府市協調の象徴として、府市協働により設立、運営されてきた実績を踏まえ、府市共通の理念や目標を掲げることとする。

ア 動物愛護行政における府市共通の理念である「京都動物愛護憲章」を柱として、その実現に向けた施策や取組を掲げる。



イ 京都動物愛護センターを拠点として実施する府市共通の取組や目標について行動計画に掲げる。

ウ 計画期間については、基本指針・府計画に合わせ、令和3年度から12年度までの10年間とする。

### 3 今後のスケジュール

時 期	内 容
令和2年 9～10月	・行動計画案のとりまとめ
11月	・動物愛護推進会議（第2回） パブリックコメント案への意見聴取
12月	・府市同時 パブリックコメントの実施（～1月）
令和3年 1月	・パブリックコメントの取りまとめ
2月	・動物愛護推進会議（第3回） 行動計画最終案に対する意見聴取
3月	・行動計画の策定
4月	・行動計画の冊子の配布

<参考（京都動物愛護憲章）>



# 京 都 動 物 愛 護 憲 章



（平成26年12月12日制定）

わたくしたちは、ここ京都で、四季のうつろいを感じながら、いきものと関わり、その命を尊ぶわが国ならではの暮らしのかたちを千年以上の永きにわたってつむいできました。そして、わたくしたちは、さらに進んで、ここ京都を人と動物が共に暮らすうおいのある豊かなまちにすることを目指します。

わたくしたちと同じようにかけがえのない命を持ち、わたくしたちの身近なところで共に生きている動物との関わりについて、わたくしたち一人ひとりが自ら考え、行動するためにこの憲章を定めます。

わたくしたちは、

1. 動物を思いやりましょう。
1. 動物のことを学びましょう。
1. 動物との正しい関わりを考えましょう。
1. 動物との絆を最後まで大切にしましょう。
1. 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

次期京都市動物愛護行動計画の骨子案について

(令和3年4月～令和13年3月の計画にリニューアル)

京都市動物愛護行動計画 骨子 (H21.4月策定, H28.3月改定)

京都市動物愛護行動計画 骨子案 (令和3年4月策定予定)

京都府動物愛護推進計画 現行の骨子 (令和3年4月策定予定)

第1章 総論

- 第1節 計画策定の趣旨
  - 1 本市の動物愛護行政の変遷
  - 2 本計画の位置付け

憲章の制定、京都動物愛護センターについて記載

京都府との連携、憲章を記載

第2章 本市における動物愛護管理の現状と課題

- 第1節 犬・猫に係る動物愛護及び管理に関する現状
  - 1 犬の飼養に関する現状
  - 2 犬・猫の終生飼養に関する現状
  - 3 犬・猫の苦情等に関する現状
- 第2節 動物取扱業等に関する現状
  - 1 動物取扱業に関する現状
  - 2 特定動物に関する現状
  - 3 産業動物、実験動物に関する現状と課題

第3章 施策推進の方向性と数値目標

- 第1節 施策目標と数値目標
  - 1 施策目標
  - 2 数値目標
- 第2節 目標達成に向けた具体的取組
  - 1 殺処分数の大幅な減少
    - (1) 飼い主責任の徹底
    - (2) 保護・収容動物の返還、譲渡の推進
    - (3) 所有者等のいない猫対策の推進
  - 2 事業者の社会的責任の徹底
    - (1) 動物取扱業者と連携した取組
    - (2) 実験動物・産業動物の適正な取扱い
  - 3 人と動物のよりよい関係づくり
    - (1) 京都動物愛護センターを拠点とした啓発事業の実施
    - (2) 教育機関等との連携による動物愛護教育の実施
    - (3) ペットに係る災害時の対策
    - (4) 動物由来感染症対策
    - (5) 動物愛護ボランティア等の育成と調査研究の推進

京都動物愛護センターを拠点として各取組を展開する旨を記載

憲章の5つの柱に変更

第1章 総論

- 第1節 計画策定の趣旨
  - 1 本市の動物愛護行政の変遷
  - 2 本計画の位置付け

京都動物愛護憲章の元に京都府動物愛護推進計画(市域を含む)があり、本計画は市域の具体的な実施計画としての位置付けを明記

第2章 本市における動物愛護管理の現状と課題

- 第1節 犬・猫に係る動物愛護及び管理に関する現状
  - 1 犬の飼養に関する現状
  - 2 犬・猫の終生飼養に関する現状
  - 3 犬・猫の苦情等に関する現状
- 第2節 動物取扱業等に関する現状
  - 1 動物取扱業に関する現状
  - 2 特定動物に関する現状

第3章 施策推進の方向性と数値目標

- 第1節 目標
  - 数値目標
- 第2節 目標達成に向けた具体的取組 ★ 新規事業
  - 1 動物を思いやりましょう。
    - (1) 保護・収容動物の返還、譲渡の推進
  - 2 動物のことを学びましょう。
    - (1) 教育機関等との連携による動物愛護教育の実施
  - 3 動物との正しい関わりを考えましょう。
    - (1) 所有者等のいない猫対策の推進
    - (2) 多頭飼育崩壊対策 ★
  - 4 動物との絆を最後まで大切にしましょう。
    - (1) 飼い主責任の徹底
    - (2) 独居高齢者対策 ★
  - 5 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。
    - (1) 動物愛護ボランティア等の育成
    - (2) ペットに係る災害時の対策
    - (3) 動物取扱業者と連携した取組

府計画に合わせて数値目標のみに修正

府計画で市域を包括

府計画で市域を包括

調査研究は府計画で市域を包括

第4章 計画の円滑な推進

- 第1節 それぞれの役割
  - 1 市民の役割
  - 2 動物取扱業の役割
  - 3 関係団体、ボランティア等の役割
  - 4 市の役割
- 第2節 計画の進行管理

第4章 計画の円滑な推進

- 第1節 それぞれの役割
  - 1 市民の役割
  - 2 動物取扱業の役割
  - 3 関係団体、ボランティア等の役割
  - 4 市の役割
- 第2節 計画の進行管理

府市共通の目標を設定

- ・ 殺処分頭数
- ・ 飼い主からの引取頭数
- ・ 譲渡・返還率
- ・ 犬猫の苦情件数